



かすみがうら市
KASUMIGAURA

議会だより

No. 36

目次 CONTENTS

- P2-5 トピックス**
 - ・スクールバス請願 “全会一致”
 - ・文化財椎名家調査特別委を設置
 - ・防空識別圏即時撤回を求める決議
- P6-8 12月定例会提出議案**
- P9 第1回臨時会・委員会活動**
- P10-11 議案審査特別委員会議案質疑**
- P12-13 決算審査特別委員会 “一般会計不認定”**
- P14-15 一般質問**
- P16 コラム**



▲ポニー(上稲吉地内)

12月定例会において
市民の声が請願として議会に届きました

市政に対する市民の思いに
議会は慎重審査で取り組んでまいります

通学に安心・安全を！

むね6 km以上) に対し、子どもの事故を心配する保護者等から請願書が提出されました。
なる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書」を、全会一致で可決しました。
(第6号) に対する附帯決議を、全会一致で可決しました。

意見書概要

提出された「請願書」は、霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行方法に対し再考を求めるものであり、通学の安全を願う保護者や子ども達からの切実な願いである。

統合により新たな通学路となる経路は未整備であり、危険な箇所があることから、通学時に事故が発生するのではないかと、議会としても危惧するところである。

については、請願の願意を熟慮し、我々、かすみがうら市議会は、次のことを強く要望するものである。

記

- 1 今回の学校統合は、行政の都合により実施するものであるから、安心・安全な中学校への通学が実現するよう、スクールバスの運行方法については、保護者・生徒の意見を聴いて決定すること。
- 2 霞ヶ浦中学校は統合により設置される新設校であり、公平性の観点からも、スクールバスを利用できる生徒を旧北中学区の生徒に限定しないこと。
- 3 スクールバスの利用を希望する生徒に対しては、通学距離にかかわらず、原則、利用を認めること。

その後

第1回臨時会 (平成26年1月22日に開催) ……………

バス運行基準見直し案に、再び附帯決議!!

臨時会では、『南中学校の通学区域もスクールバスの対象 (自宅からの通学距離がおおむね6 km以上)』に変更され一部前進がみられたことから、平成25年度一般会計補正予算 (第7号) を可決しました。

しかし、請願趣旨を勧案し、さらなる「通学の安全・安心」のため、再度、附帯決議を提出し、“全会一致”で可決しました。

【附帯決議抜粋】

1. 今後のスクールバス運行の参考とするため、改めて保護者全員に対してアンケート調査を実施し、保護者等の希望する通学距離を把握するとともに、場合によっては運行基準を見直しすることも視野に入れ、保護者の理解が得られるよう前向きに対処していくこと。
2. 自転車通学の生徒に交通事故が発生することがないように、積極的に事故防止の方策を講じていくこと。

以上、決議する。



霞ヶ浦中学校の

市のスクールバス運行基準（北中学校の通学区域に居住し、自宅からの通学距離がおお
議会は、この請願を“全会一致”で採択し、併せて、「中学校の統合により通学が危険と
さらに、バス運行事業の債務負担行為の補正が計上された平成25年度一般会計補正予算

中学校の統合により通学が危険となる生徒に対し スクールバスの運行を求める請願書

【請願趣旨】

南北中学校が統合し、「霞ヶ浦中学校」として平成26年4月に開校する。

学校統合委員会の方針では、原則として通学距離が6キロメートル以上の生徒がスクールバスを利用できるというものです。

しかし、新たな通学路の経路には、防犯灯などもなく、人家もないような危険な通学路を通学しなければならない事態が発生し、通学時に事故が発生するのではないかと、保護者・生徒ともに大変心配しているところです。事故が発生してからでは取り返しのつかないこととなります。

生徒の通学の安全を考えれば、通学距離を一律に6キロメートル以上に限定するのではなく、スクールバスの利用を希望する生徒に対しては、原則利用を認めるものとし、また、運行経路についても、保護者・生徒の意見を聴いて、安心・安全な中学校への通学が実現するよう、再度、検討されることを求め請願する。

【賛成討論抜粋】

自転車通学が可能であっても児童・生徒の安全は最優先されなければなりません。

さらに言えば、保護者からのアンケートに十分に配慮せず、財政のみを優先させ、保護者らの声をないがしろにしたとしか思えません。

請願趣旨を十分に認識し、適切な対応をすることを求めて、賛成討論とします。

【附帯決議抜粋】

1. 「霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業」の利用対象者は、旧北中学区の通学距離が6キロメートル以上の生徒に限定しないこと。

なお、スクールバスの利用を希望する生徒に対しては、原則、利用を認めるものとし、また、運行経路についても、保護者・生徒の意見を聴いて決定すること。

2. 上記の運行方針に基づき必要となる経費は、年度内において、債務負担行為の追加補正を行うこと。

3. 上記2点の対応結果等については、平成26年1月24日までに、議会へ報告書を提出すること。

以上、決議する。

※附帯決議とは、議会又は委員会における審議の対象である事件の議決に当たって、その事件について付随的に付けられる意見又は要望の決議のことをいう。

椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会を設置

国指定重要文化財「椎名家住宅」の不良工事が判明しました。この原因究明の必要性から、地方自治法98条第1項に基づく調査特別委員会（議長を除く全議員で構成）の設置を、本会議において全会一致で決定しました。



▲椎名家住宅（加茂地内）

【事務検査に関する決議の提案の概要】（議員発議を全会一致で可決）

市は、平成24年度において国指定の重要文化財である椎名家住宅に対し、建造物保存修理のために「かすみがうら市指定文化財等補助金」を交付していたが、その後、本年8月に文化財保護審議会において補修が必要であるとの指摘を受け、さらには、11月20日に屋根の不良工事についての新聞報道がなされた状況である。

国指定の重要文化財である椎名家住宅は、当市においても重要な財産であることから、当該事案の全容を解明することが必要である。

以上のことから、地方自治法第98条第1項による検査を提案するものである。

委員長 山 本 文 雄
副委員長 岡 崎 勉

平成25年度第2回議員研修会

平成26年2月7日（金）
茨城県市議会議長会主催

会 場：ホテル ニュー麻生
参 加：川村議員、岡崎議員、佐藤議員
講 演：野村 稔 氏（元全国都道府県議会議長会
議事調査部長）
「議会改革の具体的な取り組みについて」



中国による防空識別圏の設定の 即時撤回を求める決議

～全会一致で可決～

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議

去る11月23日、中国政府は、「東シナ海防空識別区」を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による「防御的緊急措置」をとる旨を発表した。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

今回の中国側の措置は、公海上の空域を飛行する全ての航空機に対して、一方的に自国の定めた手続に従うことを義務付けるもので、これに従わない場合の軍による措置にも言及している。こうした措置は、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであり、国際航空秩序に対して重大な影響を及ぼすと同時に、アジア太平洋地域ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦である。

また、中国側が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空があたかも「中国の領空」であるかのごとき表示をしており、このような力を背景とした不当な膨張主義を断じて受け入れることはできない。

本議会は、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の措置が即時撤回されるよう強く要求する。

また、政府においては、国際社会と緊密に連携しつつ、我が国の主権並びに国民の生命及び財産を断固として守るために毅然たる態度で冷静に対処するよう強く求める。

以上、決議する。

平成25年度第1回議員研修会

平成25年11月14日（木）～15（金）
茨城県市議会議長会主催

（1日目）

会場：ホテルマロウド筑波
参加：川村議員、岡崎議員、加固議員、鈴木議長
講演：佐々木 信夫 氏（中央大学大学院教授）
「地方議会をどう変えるのか」

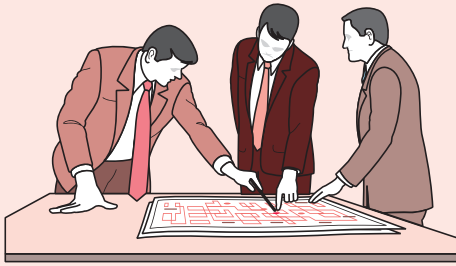
（2日目）

視察研修：茨城県フラワーパーク



平成25年

第4回定例会



平成25年第4回定例会を、12月3日から12月19日までの17日間の会期で開催いたしました。一部の案件以外については『平成25年第4回定例会議案審査特別委員会』に付託をし、慎重審査を行いました。また、12月4日、5日の2日間において一般質問（後頁P14～15）を行いました。

議案等の審議結果

報告第9号

▼**専決処分の報告について**
下稲吉小学校屋内運動場改築工事請負契約の変更に伴う設計変更により、請負金額変更の契約を締結し、専決処分を行ったものです。

▼**議案第42号**
かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について

（内容は議会だよりNo.34号を参照）

▼**議案第43号**
かすみがうら市職員倫理条例の制定について

（内容は議会だよりNo.34号を参照）

▼**議案第73号**
平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

不認定

▼**議案第74号**
平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼**議案第75号**
平成24年度かすみがうら市後期

高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼**議案第76号**
平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼**議案第77号**
平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼**議案第78号**
平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼**議案第79号**
平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

可決及び認定

▼**議案第86号**
かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
本市における空き家等の適正な管理に必要な事項を定め、倒壊などの事故、犯罪等の防止を図り、市民の安全で安心

な生活を確保することを目的として、新たにこの条例を制定するものです。

可決

▼**議案第87号**
かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

可決

本市における再生可能エネルギーの導入促進を図り、地球温暖化の防止に寄与することを目的として、太陽光発電設備が設置された土地に係る固定資産税の特例措置を定めるため、新たにこの条例を制定するものです。

▼**議案第88号**
延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

可決

市税に係る延滞金割合の引下げに伴い、税外収入金、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に関する延滞金についても同様の引下げを行うため、この条例を制定するものです。

▼**議案第89号**
職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

可決

職員等の派遣等に必要となる単身赴任手当と赴任旅費に関する規定を国に準じ整備するため、この条例を制定するものです。

▼**議案第90号**

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

国の人事院勧告に基づき、国及び他の自治体の給与制度と均衡を図るため、この条例を制定するものです。

▼**議案第91号**

かすみがうら市長期継続契約を締結することができると定める条例の一部を改正する条例の制定について

可決

地方自治法施行令第167条の17の規定による長期継続契約を締結することができると定める条例の制定について

▼**議案第92号から議案第116号及び議案第115号、議案第118号**

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴う、市内各施設の使用料金及び入館料金並びに上下水道等の使用料金の一部を改正する条例を制定するものです。

▼**議案第92号**

かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第93号**

かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第94号**

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

撤回承認

▼**議案第95号**

かすみがうら市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第96号**

かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第97号**

かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

正する条例の制定について

可決

▼**議案第98号**

かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第99号**

かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第100号**

かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第101号**

かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第102号**

かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第103号**

かすみがうら市富士見塚古墳公園

の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第104号**

かすみがうら市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第105号**

かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第106号**

かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第107号**

かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

撤回承認

▼**議案第108号**

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

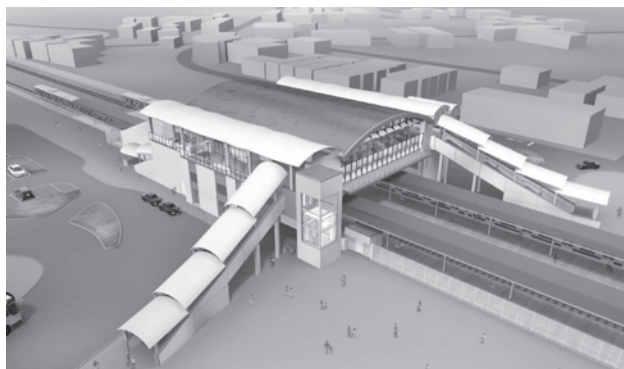
可決

▼**議案第109号**

かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

可決

神立駅西口地区土地区画整理事業に伴い、関係条例の整理を行うため、この条例を制定するものです。



▲橋上駅舎デザイン（神立駅）[工事予定:平成27年度～平成29年度]

▼**議案第110号**

平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

可決

主な内容は、霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業に係る債務

負担行為、神立停車場線物件等補償費等を計上するものです。

▼**議案第111号**

平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

▼**議案第112号**

平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

可決

▼**議案第113号**

平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

可決

▼**議案第114号**

市道路線の変更について

可決

▼**議案第115号**

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**議案第116号**

かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼**選挙第8号**

新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙

当選

佐藤 文雄 議員

▼**選挙第9号**

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙

当選

矢口 龍人 議員

▼**委員会発議第3号**

保険で良い歯科医療の実現を求める意見書

可決

▼**委員会発議第4号**

中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書

可決

（内容はP2～3を参照）

▼**委員会発議第5号**

「議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）」に対する附帯決議

可決

▼**議員発議第6号**

事務検査に関する決議について

可決

（内容はP4を参照）

▼**議員発議第7号**

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議

可決

（内容はP5を参照）

閉会中の継続審査について

決定

閉会中の所管事務調査について

決定

請願・陳情の審査結果

▼**請願第5号**

「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書

採択

▼**請願第6号**

中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書

採択

（内容はP2～3を参照）

▼**請願第7号**

向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書

継続審査

平成26年

第1回臨時会



平成26年第1回臨時会の招集告示が市長からあり、臨時会本会議を1月22日に開催いたしました。議案は、『平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会』に付託をし、慎重審査を行いました。

議案等の審議結果

▼報告第1号

専決処分の報告について
戸籍附票の誤発行による損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分を行ったものです。

▼議案第1号

平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

可決

内容は、平成25年度一般会計補正予算（第6号）で設定した霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業に係る債務負担行為の期間及び限度額の変更、通学路への交通安全照明施設設置工事費を計上するものです。

▼委員会発議第1号

平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議

可決

（内容はP2を参照）

文教厚生委員会

○委員会付託案件等の審査

（12月6日開催）

付託案件

「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める
請願書（請願第5号）

○閉会中に行われた委員会

（11月18日開催）

調査内容

●障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉および医療福祉に関する事項
・敬老祝金について
・子育て支援について

（1月10日開催）

調査内容

●公立小中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項
・霞ヶ浦中学校スクールバスの運行について

産業建設委員会

○委員会付託案件の審査

（12月6日開催）

付託案件

●市道路線の変更について（議案第114号）

平成25年 第4回定例会 議案審査特別委員会における主な議案質疑

(12月9日、12日、13日開催)

議案第86号

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

Q 現在、空き家の状況については把握しているのか。

A 条例案を作成する前に実態調査をしており、霞ヶ浦地区130棟、千代田地区で78棟となっております。

Q 空き家条例を制定している自治体で、行政代執行まで条文化している自治体はどのくらいあるのか。

A 県内の状況ですが、空き家条例を10自治体が制定しております。その内、つくば市、土浦市、常総市、八千代町で行政代執行を条文化しております。

Q 行政代執行を実施した場合、それに係る経費等を当事者に請求しても市に支払わない場合にはどうするのか。

A 行政代執行法の中で、国税の滞納処分と同じやり方で強制徴収できると規定されておりますので、その手続きによるとの考えです。

議案第87号

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例について

Q 市内における事業用の太陽光発電設備の設置数は、どのくらいあるのか。

A 霞ヶ浦地区に9カ所、千代田地区に5カ所が、既に設置されております。今後についてですが、霞ヶ浦地区が12カ所、千代田地区が1カ所予定している状況です。

Q 太陽光発電設備の設置促進を図るために、固定資産税を不均一課税としたいとのこと。既に設置予定事業者も多数いる中、条例制定の必要性はあるのか。

A 当市は、非核脱原発都市宣言をしており、積極的に自然エネルギーを取り入れるとの姿勢を示す必要があります。この条例が制定されることにより、太陽光事業者への土地提供者の誘因を図ることが、脱原発にもつながっていくとの考えから提示するものです。



▲ソーラーパネル

議案第110号

平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

Q 交通安全照明施設設置工事の内容について伺う。

A 南中学校と北中学校の統合に伴いまして、新たな通学路が発生します。この通学路に14基の防犯灯を設置するものです。

Q 保育士人材確保等事業補助金の内容について伺う。

A 保育士の人材確保対策を推進するため、私立保育所が行う保育士の処遇改善に取り組むための補助金です。現在対象となるのは、のぞみ保育園、霞ヶ浦保育園、美並未来みなみ保育園となります。

Q 生活保護の住宅支援給付事業給付金とあるが、どのような場合に支給するのか。

A 離職者で新たに就職を目指している方のうち、住宅を喪失している方、住宅を喪失する恐れのある方を対象に支給いたします。生活保護に至る手前で支援をするものです。

Q 霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業とあるが、バスの対象者について伺う。

A 通学環境が変わる北中学区の中で、通学距離が6 kmを超える方を対象としております。しかし、今回請願が提出されていることから、議会の審査結果によってはバスの運行基準を見直すことになると思います。

請願第6号

中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書

Q 保護者や生徒からのアンケート等は実施したのか。

A 南北中学校の保護者に対し、アンケートを実施しております。その後、霞ヶ浦地区の小学に通う5～6年生の保護者を対象にアンケートを行いました。なお、アンケート結果については統合だよりとして広報しております。

Q 通学する生徒の安全を確保するためにスクールバスを運行するとの考え方が基本的だと思うが、教育委員会のスタンスは。

A 今回のスクールバス運行基準は、通学環境が変化する北中学区で通学距離が遠くなることを一つの基礎としております。

Q スクールバスは北中学区だけで、南中学校は6 km以上でもバスの運行はしない。この件について、保護者等への明確な説明はいつしたのか。

A 保護者アンケートの実施によって示したとの認識です。

Q 南中学校区にも6 km以上の通学距離の生徒がいる。北中学区だけスクールバスとの運行基準に保護者から異論はなかったのか。

A バスを利用したいとの声はありました。一方、自転車で通学するので大丈夫との声もあります。

Q 今回、請願が提出されております。これについては、真摯に受け止めるとの考えか。

A 請願内容については、真摯に受け止めます。しかし、バスの運行範囲の拡大は事業費も必要になりますので、よく検討したいとの考えです。

決算審査特別委員会 “一般会計不認定”

平成24年度各決算については、閉会中の継続審査として慎重審査を行いました。一般会計決算は、補助金を支出した国の重要文化財の修繕不良が明らかとなり、現地調査、参考人招致と例年にない審査内容となりました。委員会採決では賛成者はなく、本会議においても賛成少数で『不認定』と決しました。
なお、特別会計決算は、本会議において賛成多数で『認定』と決しました。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会（9月17日、10月3日開催）

○委員会付託案件の審査

- ・平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

特別会計決算総額	【歳入】	103億8737万3495円
	【歳出】	100億1867万2061円
水道事業会計決算総額	【収益的収入】	10億1703万9516円
	【収益的支出】	9億7310万6050円
	【資本的収入】	2億0918万7500円
	【資本的支出】	5億9253万7745円

○審査内容

Q 一般被保険者療養事業については、中長期的な視点より、医療から予防へと意識転換を図るため啓発活動に重点を置くとのことだが、具体的な方策は。

A 食から健康にということで、特定健診においては、食生活改善委員による栄養指導を実施しております。また、日頃の運動や日常の行動面からも健康にと考えております。

Q 農業集落排水事業は、一般会計から約2億円を繰り入れている。維持費が増大する中、加入率を上げるだけでなく、使用料金の見直しも今後には必要ではないのか。

A 一番の問題は、農業集落排水の処理場です。この処理場老朽化に絡み、霞ヶ浦流域下水道に排水流末ということも、長期的には考えていく必要があると感じます。

Q 水道の漏水調査を計画的に実施しているとのこと。どの程度の量が漏水しているのか。

A 平成24年度は、浄水場から各家庭等に433万トン送水しておりますが、水道メーターのカウンタでは382万トンです。消防での使用等も含まれるのですが、水量に差が出ております。なお、当該年度の調査による漏水箇所の修繕では、年間351万円ほどの成果がありました。

H24年度 一般会計決算

2年連続の『不認定』

一般会計決算審査特別委員会

(9月17日、27日、10月7日、22日、29日、11月8日、13日、19日、22日開催)

○委員会付託案件の審査

・平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

一般会計決算総額	【歳入】	180億0095万0999円
	【歳出】	168億3176万7073円

○審査内容

Q 福島第一原発事故による霞ヶ浦における水産業の風評被害について、税の申告上からはどのような状況か。

A 漁業協同組合の組合員のうち、営業所得等のある73名について所得の集計をしました。震災前の平成22年中と平成24年の所得を比較した結果、28%の減という状況です。

Q 企画調整事業として事業仕分けを実施しておりますが、どのような効果があるのか。

A 事業を見直すことにより、事業手法を改めて検討するよい機会になっていると考えます。また、対応する職員も外部の方の前で質疑応答することから、よい研修機会であると考えております。

Q 税の相談件数として、23年度が184件、24年度が128件とある。基本的な相談事項については、例えば市ホームページでQ&Aとして掲載しておけば相談件数も減ると思う。市では、そういった対応はしているのか。

A 相談事項については、データとして蓄積してあります。Q&Aとしてホームページに掲載はしておりませんが、なるべく早い時期に対応したいと考えております。

Q 国の重要文化財である椎名家住宅の保存修理工事に対し補助金を交付しているが、不良工事が発覚した件について、教育長はどう思いますか。

A このような不手際が起こったことは、大変残念であり申しわけないと思います。今後は、このようなことのないように、指導、監督を徹底していきます。

Q 椎名家の不良工事の件が、新聞で報道された。市長は研修で委員会を欠席しているが、委員会に出席すべきである。副市長は助言しているのか。

A 本日は委員会最終日であり、採決もあります。委員会を優先すべきとの話はいたしました。



▲現地調査（椎名家住宅）

小松崎 誠 議員

Q 耕作放棄地の打開策となる新たな農作物推進等は

A 研究機関等から情報収集を図り模索してまいります

Q 茨城県は国内第2位の生産量を誇る農業大国ですが、当市は他市町村に比べ耕作放棄地が多いと感じる。今後の耕作放棄地の打開策となる、新たな農作物の推進等について伺う。

A 環境経済部長 現在、市内では本県の特徴ともいえる大変豊富な種類の農作物が生産されております。農作物や加工品の普及促進は、生産者等の収入が増加し、産業が活性化していくことが肝要です。その結果、新規就農者の増加や耕作放棄地の解消に資すると考えます。今後も県や研究機関からの情報収集を図り、さまざまな可能性を模索してまいります。

Q 公民館の使用料を文化団体は免除されているが、その中には、広い部屋でクーラーを使用し、1、2名で練習に使用している団体があるとの話も聞く。このような公民館使用についての考えを伺う。

A 教育部長 公民館の個人利用は、社会教育法で定義している組織的な教育活動ではないことから、使用許可はしておりません。一方、文化団体については、基本的には組織で活動しているとの認識ですので、申請があれば許可をしているという現状です。

54321 文化団体等による公共施設の利用状況について
東京オリンピック開催に向けたスポーツ振興について
新たな農作物の推進対策について
土地利用指定区域の見直しについて
道路の除草や清掃について

質問事項



▲本格やさいも焼酎「湖山」(市推奨品)

佐藤 文雄 議員

Q 学校給食費無料化についての検討結果は

A 子育て支援策の一つとして非常に有効

Q 学校給食の無料化について、教育部長は、平成25年第2回定例会で「ほかの子育て支援策との関連も踏まえながら、無料化については引き続き検討してまいりたい」と答弁しているが、検討結果は出たのか。

A 宮嶋市長 子育て家庭を支援する案として、市内に住む0歳児から6歳児（小学1年生）までに、一人当たり毎月5千円の『子育て支援助成金』を交付したい考えを、文教厚生委員会に提案しました。これに要する経費は約1億6千万円と見込んでおります。一方、給食費無料化も子育て支援策の一つとして、非常に有効であると考えております。しかし、両方を同時に実施することは困難であります。どちらが効果的な施策になるのかを、議員の皆様のご意見を伺いながら、最終決定したいと考えております。

Q 小中学校の統廃合計画は、あまりにも拙速で無理がある。地域住民の十分な合意は得ていないと考えるが、教育長の見解は。

A 菅澤教育長 現在、統合校単位で、統合委員会を設置しております。委員会では、保護者、区長、学校運営協力員に地域代表として参加していただいているところです。地域の実情を踏まえた対応を図っておりますので、ご理解願います。

54321 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
総合的な子育て支援について
学校統廃合問題について
向原土地区画整理組合事業について
水道事業について（ムダな水開発事業の中止を）

質問事項



▲学校給食

田谷 文子 議員

Q 市誕生10周年に向け、市内外にアピールを

A ビン市、座間味村との友好都市締結をしたい

Q 地域間競争といわれる中、創意工夫により大きな成果を上げ存在感を高めた自治体も沢山あるようです。市誕生10周年に向け、本市もその存在感を内外に大いにアピールしなければならぬと思います。市長の考えをお伺いします。

A 宮嶋市長 アピールの方法の一つとして、都市交流事業が上げられます。ベトナムのビン市とは、企業進出などの経済的交流や医療、農業分野での人的交流など、今後大いなる可能性があります。また、沖縄県座間味村は「世界が恋する海」のキャッチフレーズのとおりの大自然で、アウトドア志向の市民には、この上ない魅力的な場所です。10周年記念となる平成26年度には、友好都市を締結したいと考えております。

Q 千代田地区小学校の統合整備に関する資料が提出されました。資料から、既存千代田中学校を十分に活用することで検討を進めることが理にかなうと思いますが、考えを伺います。

A 菅澤教育長 千代田中学校区の小学校で進めている統合については、現在、統合委員会で統合小学校の建設場所に対する検討をしていただいております。結果として千代田中学校への併設となった場合には、施設一体型の小中一貫教育を実践していくと考えています。

質問事項

1 千代田地区小学校の統合整備に関する資料が提出されました。資料から、既存千代田中学校を十分に活用することで検討を進めることが理にかなうと思いますが、考えを伺います。

2 千代田地区小学校の統合整備に関する資料が提出されました。資料から、既存千代田中学校を十分に活用することで検討を進めることが理にかなうと思いますが、考えを伺います。

3 千代田地区小学校の統合整備に関する資料が提出されました。資料から、既存千代田中学校を十分に活用することで検討を進めることが理にかなうと思いますが、考えを伺います。

4 千代田地区小学校の統合整備に関する資料が提出されました。資料から、既存千代田中学校を十分に活用することで検討を進めることが理にかなうと思いますが、考えを伺います。

5 千代田地区小学校の統合整備に関する資料が提出されました。資料から、既存千代田中学校を十分に活用することで検討を進めることが理にかなうと思いますが、考えを伺います。



▲座間味村（沖縄県）

中根 光男 議員

Q 老朽化している適応指導教室の改修について

A 改修はせず、平成館への移転の方向で検討

Q 適応指導教室（ひたちの広場）は、複雑な理由で通学できない子どもには絶対に必要である。教室も11年目を迎えかなり老朽化しているが、教育環境は平等な立場で整備すべきと考える。改修についての市長の考えを伺う。

A 宮嶋市長 ひたちの広場は、第1常陸野公園内の管理棟で実施しておりますが、公共施設のあり方に係る検討では、管理棟を改修対象としないことで検討されております。その為、同公園内の平成館が物的的に使用されていることから、そこへの移転について検討したいと考えております。

Q 市街化区域を中心に、都市化の進展、核家族化、地域連帯感の希薄化など、犯罪の発生要因が増加している。治安の行き届いた地域づくりの推進について考えを伺う。

A 宮嶋市長 平成24年3月にかすみがうら市防犯連絡員協議会が設立し、市内114名の防犯連絡員が土浦警察署や土浦地区セーフティ・マイタウン・チーム等と連携し、各種キャンペーンや街頭活動を展開しました。このような活動がより活発化していくことが、市民意識の向上、さらには犯罪の抑制につながるものと考えております。今後とも、さまざまな活動に側面から支援してまいります。

質問事項

1 小学生に食と命を学ぶ農業体験学習の定期的実施について

2 適応指導教室（ひたちの広場）の改修及び教育内容の充実について

3 防犯対策について

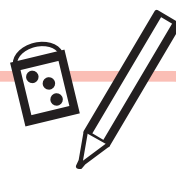
4 青少年の健全育成について

5 医療体制の強化について

6 小中学校への防犯カメラ設置状況について



▲適応指導教室（ひたちの広場）



●11月●	8日	一般会計決算審査特別委員会
	13日	一般会計決算審査特別委員会
	14日～15日	茨城県市議会議長会第1回議員研修会
	15日	議会運営委員会
●12月●	18日	文教厚生委員会
	19日	一般会計決算審査特別委員会
	22日	一般会計決算審査特別委員会
	25日	議会運営委員会、全員協議会
●12月●	29日	全員協議会
	12月3日～12月19日	第4回定例会
	3日	議会運営委員会、全員協議会
	6日	文教厚生委員会、産業建設委員会
●12月●	9日	平成25年第4回定例会議案審査特別委員会
	12日	議会運営委員会、全員協議会
	12日	平成25年第4回定例会議案審査特別委員会
	13日	平成25年第4回定例会議案審査特別委員会
●1月●	19日	政治倫理条例検討特別委員会
	19日	議会運営委員会、全員協議会
	10日	文教厚生委員会
	15日	議会運営委員会、全員協議会
●2月●	22日	第1回臨時会
	23日	平成26年第1回臨時会議案審査特別委員会
	28日	茨城県市議会議長会定例会
	30日	椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会
●2月●	30日	議会だより編集特別委員会
	3日	議会運営委員会
	6日	平成25年第4回定例会議案審査特別委員会
	5日	湖北環境衛生組合議会定例会
●2月●	6日	議会だより編集特別委員会
	7日	新治地方広域事務組合定例会
	7日	茨城県市議会議長会第2回議員研修会

議会を傍聴して 市の動きを知りましょう！

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。第1回定例会は、3月4日（火）から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



編集後記

始まりです。宇宙から見るかすみがうら市はどのように映っているのでしょうか。広い視野で、明るい未来をつくり、宇宙に輝きを放つまちづくりを実現しましょう。

議会だより編集委員長 川村 成二



品位の保持とは？

自治法は、「地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と、議員の発言における品位の保持を定めている。これに違反すると懲罰の対象となり、また院外無答責の特権がない地方議会の議員にあっては、民事上、刑事上の制裁を受けることもある。

議員は公の使命をもつものであり、本会議の議場、委員会の会場は公の問題を論議するところであるから、必要以上に不快感を与える言葉、公の問題と関係ない私生活にわたる言論により会議を混乱させることを防止するための規程である。

(地方議会運営辞典より抜粋)

ご意見をお寄せ下さい